

質問に対する回答

(令和5年度「福岡の食と酒公式アプリ」を通じた県産酒・水産物のPR業務委託 企画提案公募)

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書	P1.2(3)①	個人や飲食店等からのアプリ・サイトに関する問い合わせに対応することと記載がありますが、コールセンターを設置するということでしょうか。また、設置場所は受託者の指定する場所での運用でよろしいでしょうか。	コールセンターの設置までは求めませんが、問い合わせに随時対応できるような体制（人員の配置・専用の連絡先の設置等）を求めます。 また、設置場所は受託者の指定する場所で結構です。
2	仕様書	P1.2(3)①	認定店舗数やクーポン使用数等を県に報告と記載がありますが、どのような報告方法を考えられておりますでしょうか。	週に1回、メールでの報告を求めます。
3	仕様書	P1.2(3)②	アプリでのクーポン発行については、システム仕様を含め利用方法の開示はありますでしょうか。	アプリでのクーポン発行に係るシステム（アプリ）の利用方法については、操作マニュアルを開示します。
4	仕様書	P1.2(3)①	店舗追加時におけるHP掲載（3サイト）への掲載についての費用は事務局経費に含まれますでしょうか。	仕様書P1.2(3)①に記載のとおり、HP掲載作業を事務局業務としているため、HP掲載の経費は事務局経費に含まれます。
5	・仕様書 ・仕様書補足資料	・P1.2(3)① ・P3	新規認定店へ送付するステッカー・認定グッズについては、現在運用中の在庫はありますでしょうか。在庫がない場合、受託者が手配を行うにあたり、現在運用している印刷業者やデザイン会社の紹介はありますでしょうか。	【福岡の地酒・焼酎応援の店】認定ステッカーやチラシは在庫なし 【ふくおかの地魚応援の店】認定グッズは在庫あり なお、印刷業者やデザイン会社の紹介はありません。
6	仕様書補足資料	P3	認定グッズの作成とありますが、どのようなものを想定されていますでしょうか。また、グッズは事前に頂けるのでしょうか。	認定ステッカーやチラシ（福岡の地酒・焼酎応援の店）、認定グッズ（ふくおかの地魚応援の店）は、既存のものを引き続き運用していただきます。 認定ステッカーやチラシは既存デザインのものを作成（印刷）し、管理・保管していただきます。 また、認定グッズは県が作成したものを事前にお渡しし、管理・保管していただきます。
7	仕様書補足資料	P4	応援の店に説明し、参加を呼び掛けることとありますが、説明会などの実施は必須でしょうか。	説明会の実施は必須ではありませんが、応援の店に対する説明・呼びかけを確実に実施することを求めます。